

# 総論



# 総論



## 1章 地域福祉計画の役割

### 1. 地域福祉計画が必要な理由

～変容する地域社会に応じた仕組みづくり～

#### <地域社会の変容>

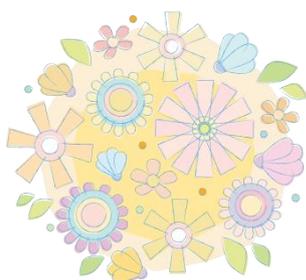
近年では、少子高齢社会の到来をはじめとして、社会構造が大きく変化し、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化しています。かつて、家庭や地域が持っていた相互に助け合う仕組みは十分に機能しなくなり、地域住民同士の社会的な結びつきが弱まっている状況もみられます。一方で、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・高齢者・障がい者虐待などの社会問題が顕在化しています。また、成長型社会の終焉、産業の空洞化等といった厳しい社会経済環境のもとで、自殺者やホームレス、生活困窮者の増加なども大きな社会問題となっています。

こうした中、地方分権改革が推進され、これまで以上に地方自治体が自らの発想で特色ある地域づくりを目指していくことが求められてきており、福祉行政においても、受け身ではなく、市町村が自主性・主体性を発揮する時代となっています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、改めて住民同士の絆の大切さを考えさせられるきっかけともなっており、住民同士による“顔が見える範囲”での身近な地域での支え合いの仕組みづくりを推進していくことが求められています。いつ発生するかわからない災害への対策として、日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員・児童委員や関係機関等との間で情報の共有を図り、要援護者が安心して地域での生活を送ることができるよう、要援護者の支援方策を踏まえた地域福祉計画を策定することが重要となってきます。

そして、国における最近の動向として、生活困窮者対策および生活保護制度の見直しを一体的に進めるため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月から施行されることとなっています。また、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年以降、国民の医療や介護の需要が一層増加することが見込まれており、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要とされています。

これらの動向以外にも、福祉を取り巻く各種制度は改変が著しい状況にあり、このような社会の変容に柔軟に対応して、地域福祉を推進していくことが求められています。



## ＜社会福祉法の成立と地域福祉計画の必要性＞

社会福祉法では、第4条において、「地域福祉の推進」を明確に位置づけており、地域住民、事業者等は相互に協力し、地域福祉の推進に努めていくべきことが謳われています。また、同法第107条において、地域福祉推進のための方策として市町村による地域福祉計画の策定を規定しています。

### ■社会福祉法（抜粋）

#### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## ＜この10年間の浦添市の取組み＞

浦添市では、平成16年3月に社会福祉法第107条に規定される地域福祉計画として「てだこ・結プラン-第二次浦添市地域福祉計画-」を策定しています。第二次地域福祉計画では、全国の自治体に先駆けて“コミュニティソーシャルワーク”を事業名として明確に位置づけており、同計画に基づき、浦添市社会福祉協議会との連携のもと、地域での自立生活の支援と地域における支え合い活動を支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置を進めてきました。

また、平成21年3月には、より具体的な計画となるよう施策内容の深化を図り、『てだこ・結プラン-第三次浦添市地域福祉計画-』を策定しています。第三次地域福祉計画では、地域の支え合い活動やその仕組みの更なる充実に向け、「地域支え合い活動支援プラン」「コミュニティソーシャルワーク充実プラン」を重点的に取り組む事項として位置づけてきました。

この間、地域福祉計画に基づき、中学校区ごとに地域保健福祉センターを設置し、地域福祉推進の基盤を確保するとともに、その機能充実に取り組んできました。その結果、各中学校区毎に、地域の課題やニーズを盛り込む形で中学校区活動計画が作成され、コ

コミュニティソーシャルワークの実践に取り組むなど、地域においてコミュニティソーシャルワークに対する理解が深まり、地域福祉活動の推進が図られています。

## 2. 地域福祉計画の性格

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域で支援を必要とする市民の生活上の解決すべき課題に対応する福祉サービス等を確保し提供する体制を計画的に整備することを定めていくものです。

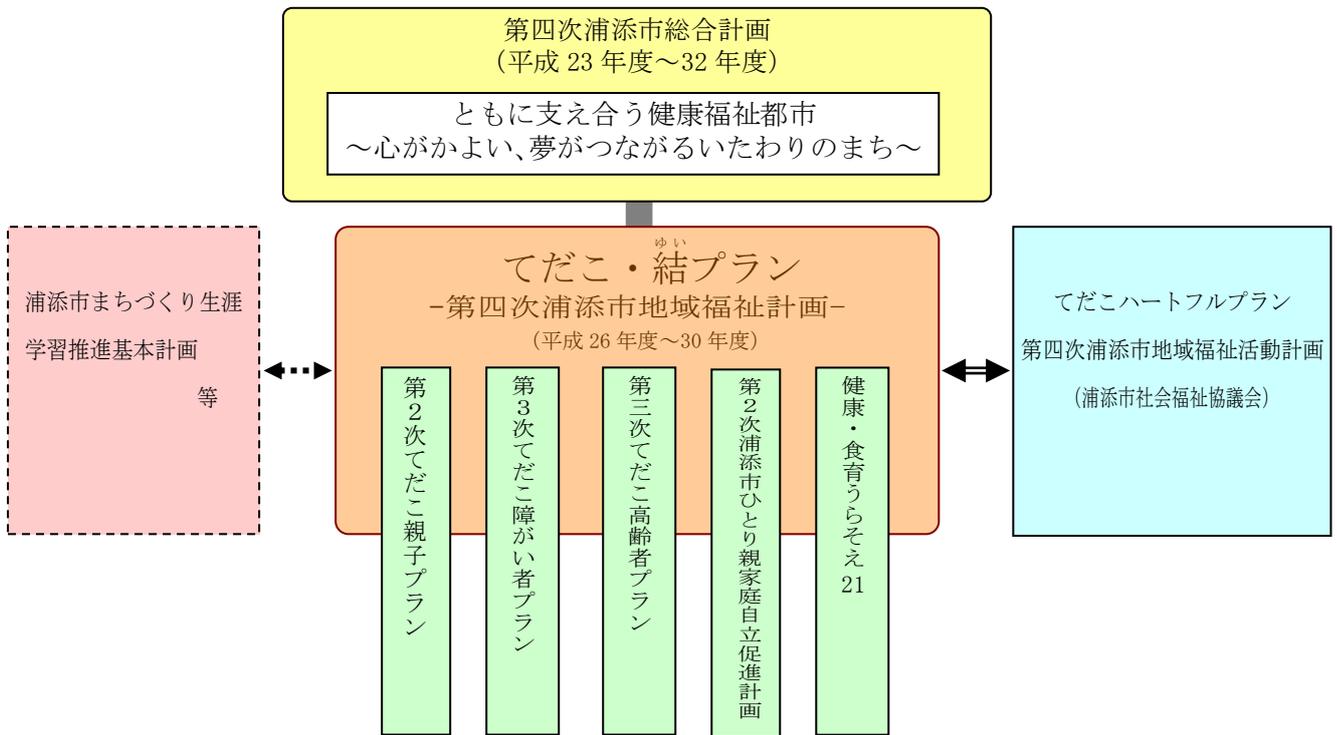
なお、地域福祉計画でいう「地域」とは、地域特性を活かし福祉でまちづくりを進めるために、市民にとって身近な日常生活の範囲を単位として捉えます。その範囲は、通常の地域活動の範囲となる行政区を基本としながら、それらを連携していく範囲として、「中学校区」を想定します。

## 3. 地域福祉計画の位置づけ

第四次浦添市地域福祉計画は、第四次浦添市総合計画を上位の計画とします。

既にある本市の各種福祉計画や保健計画、「第2次てだこ親子プラン」、「第3次てだこ障がい者プラン」、「第三次てだこ高齢者プラン」、「健康・食育うらそえ 21」や、浦添市社会福祉協議会の「第四次浦添市地域福祉活動計画」等との整合性を持つものとし、地域や住民参加の視点等で共通する部分があります。





**【本計画における「障がい」用語の使用について】**

「障害」の「害」という漢字に対する否定的で負のイメージから、近年、「障害」を「障がい」にひらがな表記している自治体や各種の団体、サービス事業所等が増加しています。

私どもも、『てだこ・結プラン -第四次浦添市地域福祉計画-』において、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚を図る取組みの一環として、障がいのある人を「障害者」と表現してきたものを、「障がい者」とひらがな表記に改めることとしました。

なお、法令等名称や団体等固有名称、医療用語などの専門用語は、変更することなく、当該名称や用語の表記をそのまま使用します。

#### 4. 地域福祉計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 30 年度を目標年度とする 5 年計画とします。

## 2章 地域福祉計画の目標

### 1. 地域福祉計画の目標（めざす社会の姿）

#### ○市民一人ひとりを大切にする社会

社会は、一人ひとりが異なる多様な個性を持つ市民で構成されています。現在、こうした個性が個性として十分に理解が進まない中で、人権を損なったり、人権が損なわれたりする状況もみられます。社会全体で個々人が有している特性（年齢、性別、障がいの有無等）を理解していくことが重要です。そうした上で、様々な個性を持つ市民だれもが、生活の中で、互いの個性を認め、尊重しあう社会を創ります。

#### ○市民一人ひとりが生きる力を発揮する社会

市民一人ひとりには、社会で生きていくために必要となる力が本来備わっています。そうした中で、その力が十分に発揮され、地域の中で生き生きと生活していくことのできる社会をつくることが重要です。したがって、市民一人ひとりがその持つ力を活かして、地域で暮らしていくことができるような社会を創ります。

#### ○人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会

支え合う社会は、市民同士が手を携えて、相互に助け合う社会です。人と人との結びつきが弱くなっている地域において、改めて人と人との結びつきを強め、市民が相互に助け合う社会を創ります。さらに地域社会が一体となって、地域に暮らす市民を支える社会を創ります。加えて、地域と地域が連携し合って、支え合いの輪を広げていきます。

本計画は、すべての市民が関わって、人と人との豊かな関係のもとで地域福祉の基盤づくりを進めていくものであり、こうした目標を実現する計画とし、計画の愛称を以下の通りとします。



## 2. 地域福祉計画実施事業（施策の体系）

めざす社会を実現するための施策の体系を以下のように位置づけます。

### 【めざす社会の姿】

○市民一人ひとりを大切にする社会  
○市民一人ひとりが生きる力を発揮する社会  
○人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会

### 目標 1. 地域特性等を活かした支え合いの仕組みの構築

1. 『コミュニティづくり推進委員会』活動の推進
  - ①『中学校区コミュニティづくり推進委員会』活動の推進
  - ②『中学校区地域福祉計画』の作成
  - ③『浦添市コミュニティづくり推進協議会』活動の充実
  - ④『行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称）』の立ち上げ促進
2. 活動の拠点となる場の充実
  - ①『地域保健福祉センター』の周知・活用促進
  - ②自治公民館の相談窓口としての活用促進
3. コミュニティソーシャルワークの充実
  - ①コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実
  - ②コミュニティソーシャルワーカーの資質向上
4. 公的サービスとインフォーマルサービスの連携強化
  - ①インフォーマルサービスの活用・開発の促進
  - ②情報収集と提供の推進
  - ③新たな公的サービスの創設検討
5. 総合的な相談体制の確立とサービス利用支援の充実
  - ①地域保健福祉センターにおける相談機能の充実
  - ②各種相談員の育成・確保
  - ③サービス利用支援の充実

## 目標 2. 福祉の受け皿となる人づくり・絆づくり

1. 地域や学校等での福祉教育の推進
  - ①自治会等での福祉教育の推進
  - ②学校等での福祉教育の推進
  - ③社会教育における福祉教育の推進
  - ④『てだこ市民大学』との連携による地域人材の育成
2. キーパーソンや地域ボランティアの養成・確保
  - ①キーパーソンの発掘・実践を通じた養成
  - ②ボランティアの養成・確保・コーディネートの実践
3. 絆づくりに資する地域活動等の充実
  - ①地域づくり・絆づくり活動の拡大
  - ②自治会加入の促進
4. 事業所による地域支援体制の充実
  - ①保健・医療・福祉関連事業所と地域活動の連携
  - ②NPOや地域活動支援センター等の資源と地域活動の連携
  - ③日常生活と密着した事業所と地域活動の連携

## 目標 3. 地域福祉推進に向けた基盤の整備

1. 市民の権利を擁護する仕組みづくり
  - ①人権尊重に対する意識の高揚
  - ②「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」の充実
  - ③擁護を必要とする市民を支援する仕組みの確立
2. 住み良いまちづくりの推進
  - ①誰にでも利用しやすいまちづくりの推進
  - ②平常時から要援護者を見守る安心のまちづくり
3. 行政内の推進体制の強化
  - ①行政内の連携体制づくり
  - ②各分野をコーディネートする職員の育成
  - ③コミュニティソーシャルワークの充実に向けた市内支援体制づくり
4. 浦添市社会福祉協議会等との協働による地域福祉の推進
  - ①浦添市社会福祉協議会との協働による地域福祉の推進
  - ②地域福祉活動計画との連携
  - ③各種地域活動団体等との連携強化

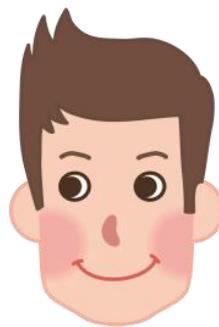
### 3. 浦添市社会福祉協議会や市民等との協働

地域福祉の推進は行政だけで取り組むのではなく、浦添市社会福祉協議会をはじめとして、市民や自治会・地域団体、事業所等との協働により進めてくものです。この地域福祉計画がめざす社会を実現するため、以下に、浦添市社会福祉協議会や市民等に期待する役割を示します。

#### (1) 浦添市社会福祉協議会に期待する役割

社会福祉法の第109条において、社会福祉協議会は「地域福祉を推進することを目的とする団体」として明確に位置づけられており、地域福祉推進の中核的な存在となっています。浦添市社会福祉協議会においては、ふれあいサロンの実施による地域コミュニティの醸成をはじめ、ボランティアの育成を通じた人づくり等、地域における支え合いの受け皿づくりを積極的に行ってきました。

このような取り組み状況を踏まえ、本市の地域福祉推進において中心的な役割を担っていくことを期待するとともに、行政との緊密な連携のもと、協働により地域福祉の推進に取り組んでいくことを期待します。



## (2) 市民・自治会・地域団体・事業所に期待する役割

### ①市民に期待する役割

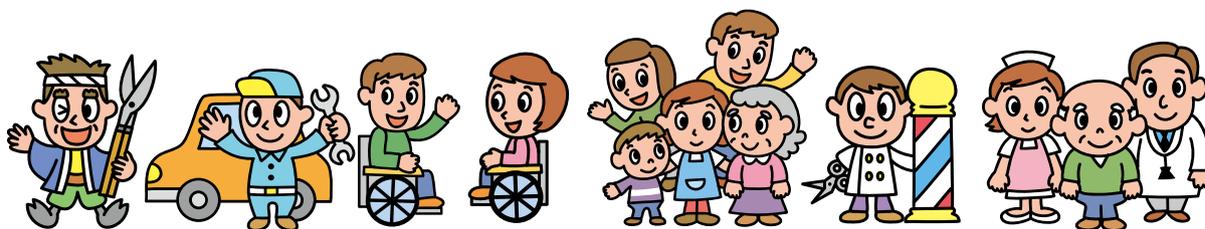
市民には、地域社会を構成する一員として、地域の課題に対し、市民同士で支え合いながら課題解決に向けて行動していくことが求められます。地域で困っている人を見かけたら、声かけや手助けを行うなど、できる範囲で簡単なことから実践するとともに、ボランティア活動等に参加するなど、無理なく地域活動に参加していくことを期待します。また、日頃から隣近所同士で積極的にコミュニケーションを図るなど、身近な地域に関心を持ち、積極的に関わっていくことを期待します。

### ②自治会・地域団体に期待する役割

自治会や地域団体は、市民同士が連携する土台とも言えます。そのため、自治会等の地域活動団体の活動内容の充実を進めるとともに、積極的な自治会加入活動を展開するなど、地域の絆づくりを図っていくことを期待します。また、困り事を抱えた市民を地域の支え合いにより支援していくことができるよう、行政や浦添市社会福祉協議会、中学校区コミュニティづくり推進委員会等との連携により、支え合いの仕組みづくりに積極的に関わっていくことを期待します。

### ③事業所に期待する役割

市内には様々な事業所が立地しています。社会福祉法人をはじめ、保健・医療・福祉等の関係事業所は、市民の地域での暮らしを支えるサービスの提供機関として、それぞれの専門性を活かし、支え合いの仕組みづくりへの積極的な関わりを期待します。特に、社会福祉法人については、サービス利用者に対してだけでなく、地域との関係を密にし、積極的に社会貢献を行っていくことを期待します。また、地域の構成員として中学校区コミュニティづくり推進委員会活動に積極的に参加するとともに、ボランティア活動を推奨するなど、社会貢献活動の実践を期待します。



## 4. 重点的に取り組む事項

地域福祉の推進に取り組んできたこれまでの10年間で、中学校区地域保健福祉センターの設置をはじめ、コミュニティソーシャルワーカーの配置、中学校区コミュニティづくり推進委員会の立ち上げ・活動展開を図るなど、中学校区単位での支え合いの基盤構築を積極的に図ってきました。

そうした中、地域福祉計画のめざす社会の姿である「市民一人ひとりを大切にする社会」「市民一人ひとりが生きる力を発揮する社会」「人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会」を実現するためには、顔の見える範囲での支え合い活動の充実を図っていくなど、更なる支え合いの仕組みの充実を図っていくことが求められます。

そのため、本計画で位置づける実施事業のうち、重点的に取り組む事項を「支え合いの仕組みづくり充実プラン」として横断的に拾い上げ、積極的に推進していくものとします。なお、行政区単位といった身近な地域の取り組みを推進していくためには、浦添市社会福祉協議会の協力が不可欠であることから、緊密な連携のもと、各種施策を推進していくものとします。

### ○支え合いの仕組みづくり充実プラン

地域福祉計画を着実に推進するためにも、浦添市がめざしてきた支え合いの仕組みを構築していく必要があります。特に、身近な地域における見守り・支え合いの活動や、そのための体制づくりは、本計画のめざす社会の姿そのものと言えます。そのため、市民の理解と協力のもと、行政区単位での支え合いの仕組みづくりをはじめ、キーパーソンの養成、平常時からの災害時要援護者の見守り実施等、地域における支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組みます。

#### 【関連する主な実施事業名】

- ・『行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称）』の立ち上げ促進（各論1章1-④）
- ・『てだこ市民大学』との連携による地域人材の育成（各論2章1-④）
- ・キーパーソンの発掘・実践を通じた養成（各論2章2-①）
- ・地域づくり・絆づくり活動の拡大（各論2章3-①）
- ・平常時から要援護者を見守る安心のまちづくり（各論3章2-②）



## 3章 計画の推進のために

### 1. 第四次浦添市地域福祉計画の周知

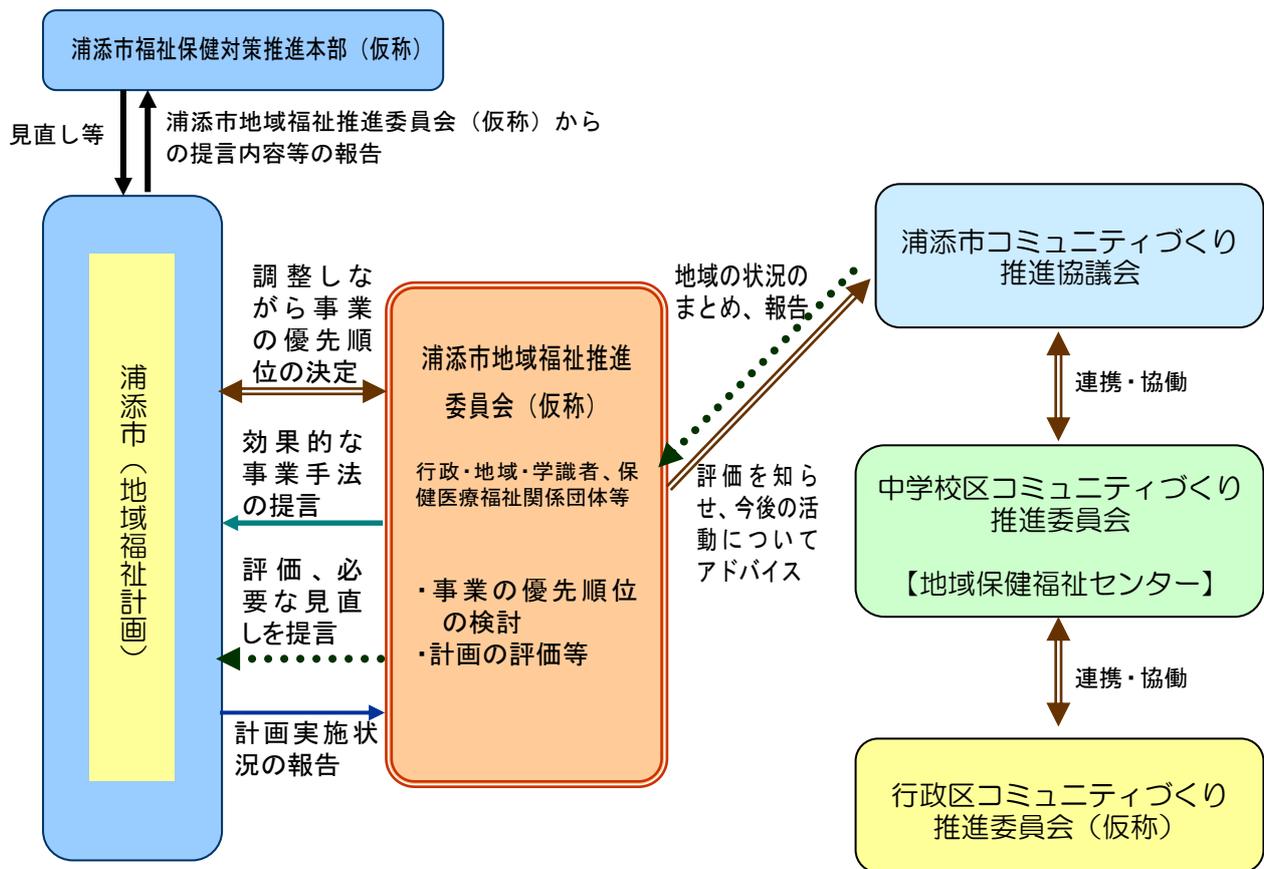
地域福祉を推進するためには、地域に暮らす一人ひとりが地域の課題を自分の問題として捉え、福祉活動に参画していくことが求められます。多くの市民に本計画に対する理解や認識を深めてもらうため、広報うらそえや浦添市のホームページ、リーフレットの配布などで情報提供を行います。加えて、市や地域の行事、福祉・保健の各事業などの人の集う現場での広報活動を行います。

### 2. 地域福祉推進に向けた行政からの積極的働きかけ

地域福祉の推進を図るためにも、身近な地域での支え合いの仕組みづくりが求められます。これまで、中学校区での取り組みは一定程度成果をあげてきましたが、地域の受け皿が不足していることにより、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等、一部の担い手に大きな負担がかかっている状況があります。そのため、地域の理解と協力のもと、協働で地域福祉を推進していくことができるよう、行政としても積極的に働きかけを行っていくものとします。

### 3. 浦添市地域福祉推進委員会（仮称）による計画の推進管理

計画目標を実現していくためには、これまでの行政主導の取り組みでは不十分です。行政と地域が共通認識を持ち、地域資源を活かしながらそれぞれの地域に適した方法で直面する課題に即応していく事業展開が求められています。そのため、行政と地域からの代表等により構成される「浦添市地域福祉推進委員会（仮称）」において、計画実施状況の確認を行うとともに、事業の優先順位の検討及び、効果的な事業手法の検討を行います。また、「浦添市地域福祉推進委員会（仮称）」からの提言等を受け、行政内における計画推進方策や必要な見直しの検討を行うため、「浦添市福祉保健対策推進本部（仮称）」の設置を検討します。



#### 4. 市民参画による計画の点検・評価

本計画の目標到達に向けた実践が行われるよう、「浦添市地域福祉推進委員会 (仮称)」に計画の実施状況を点検・評価する役割も付加します。そして、行政内の自己評価に加え、地域でのしくみが機能しているか、どのような効果が出てきているかなどを地域からも報告を受けながら、定期的に評価していきます。評価後は、必要な見直しを提言するとともに、浦添市コミュニティづくり推進協議会に対して評価の結果を伝え、今後の活動を充実させることや、新たな活動の創出に向けたアドバイスを行います。

## 5. 目標指標

本計画を推進することにより、「より良い地域社会」「浦添市が目指す地域福祉の姿」に近づいているのかを確認していく必要があります。そのため、前述した計画評価の際に確認できるよう、目標とする指標を位置づけます。

施策の柱	項目	H25年度 (現況)	H30年度 (目標年度)	備考
1.地域特性等を活かした支え合いの仕組みの構築	地域における福祉活動に参加したい市民の割合 (「コミュニティづくり推進委員会」の活動に参加したいと思う市民の割合)	36.7%	50.0%	※H25 地域福祉アンケート調査 問 34 より ・目標設定の考え方： 中学校区コミュニティづくり推進委員会活動や行政区レベルのコミュニティづくり推進委員会活動を促進していくことにより、全市民の2人に1人程度が『コミュニティづくり推進委員会の活動に参加したい』(積極的に参加したい+内容によっては参加したい)と考えていける社会をめざす。
	地域福祉計画(てだこ・結プラン)の認知度	2.3%	10.0%	※H25 地域福祉アンケート調査 問 30 より ・目標設定の考え方： “地域から福祉を考える”といった意識を醸成するため、行政区を対象にてだこ・結プランがめざしている支え合いの仕組み等の周知を図り、「計画の名前と内容をよく知っている」市民を5倍程度に増やしていくことをめざす。
	行政区コミュニティづくり推進委員会(仮称)の設置箇所数	0箇所	10箇所	・目標設定の考え方： 相談窓口設置自治会を中心に、各中学校区2箇所を目途に設置を働きかけ、10箇所程度の立ち上げをめざす。
	民生委員・児童委員の欠員数	17名 ※平成25年12月改選後の人数	0名	・目標設定の考え方： キーパーソンの養成を図り、担い手の裾野を広げていくことにより、目標年までに民生委員・児童委員の欠員数を無くし、すべての地域への配置をめざす。
2.福祉の受け皿となる人づくり・絆づくり	地域社会に満足している(満足・ある程度満足)人の割合	56.9%	60.0%	※H25 地域福祉アンケート調査 問 26 より ・目標設定の考え方： 福祉の受け皿となる地域資源の発掘・育成を図るとともに、自治会などの活性化を図り、地域社会に満足している人の割合の増加をめざす。
3.地域福祉推進に向けた基盤の整備	災害時要援護者の個別支援台帳の作成率	48.7% (96人/197人)	100%	・目標設定の考え方： 個別支援台帳の未作成成分について、速やかな作成実施に努め、この5年間で作成率を100%とする。
	浦添市社会福祉協議会の名称及びその活動を知っている人の割合	31.2%	50.0%	※H25 地域福祉アンケート調査 問 28 より ・目標設定の考え方： 市社協と協働で本計画の推進を図ることにより、市民の半数程度は浦添市社会福祉協議会を認知している状況をめざす。

